

県土強靱化を加速する公共事業の着実な執行について （入札・契約制度の一部改正）

大規模災害を迎え撃つ「県土強靱化」を加速させるため、ロシアによるウクライナ侵攻や歴史的な円安による「建設資材高騰」に対応するとともに、限りある人材の有効活用を図る。

1 市場動向に即応した工事価格の算出

県発注工事において、「積算」から「契約」に至る期間の「価格変動」を適切に反映できるよう、契約後、すべての資材を「最新価格」に変更する。

（※令和4年12月1日以降に契約締結を行う案件から適用）

2 建設業の限りある人材の有効活用

近年の工事費の上昇を踏まえ、「建設業法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、監理技術者等の専任を要する請負代金額の見直しを行う。

（※令和5年1月1日以降、全ての工事で適用）

項目	現 行	改正後
特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限を引き上げ	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限を引き上げ	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限を引き上げ	3,500万円	4,000万円

() 内は建築一式工事の場合